



第60回岡山県勤労者美術展 岡山県労働者福祉協議会会長賞 洋画の部「生きる」岡崎 寿子 氏

おかやま 労働

2011年
夏
No.454

目 次

県立高等技術専門校10月入校生募集のお知らせ	2	9月は「障害者雇用支援月間」です	10
東日本大震災による節電に取り組む事業主の皆様へ	3	均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談受取状況	10
中小企業定年引き上げ等奨励金について	4	「おかやま☆子ども参観日」実施事業所募集	12
「両立支援レベルアップ助成金」平成23年度変更の概要	4	特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について	13
業務改善助成金のご案内	5	県労委の動き	14
適格退職年金制度	5	労働委員会とは	14
ワーク・ライフ・バランスを推進されている企業の紹介	6	「ストップ! 職場の熱中症」—対策の徹底と日々の点検—	15
第3次岡山県人権政策推進指針を策定しました	8	岡山障害者職業センターの事業主支援のごあんない	裏表紙
公正な採用選考をめざして	9		

県立高等技術専門校

10月入校生募集のお知らせ

県立高等技術専門校（南部校、北部校）では、平成23年度10月入校生を募集しています。

募集対象者は離転職者の方及び身体に障害のある方です。専門校では、これから就職しようとする方、仕事を変えようとする方などが職業に必要な専門知識や技能の習得を目指し、就職を円滑に行うための職業訓練を行っています。

入学金、授業料は無料ですが、教科書、作業服等の経費や各種資格取得に要する経費等は自己負担となります。

見学をご希望の方は、あらかじめ電話でご連絡のうえ、ご来校ください。

◆募集科名◆

○離転職者対象

アパレルビジネス科(南部校)

エクステリア科(北部校)

OA事務科(北部校)

ケアサービス科(北部校)

○身体に障害のある方を対象

オフィス事務科(南部校)



◆受付期間◆ 平成23年6月24日(金)～平成23年8月26日(金)

◆申し込み先◆ 公共職業安定所(ハローワーク)

◆選考日◆ 平成23年9月5日(月)

◆お問い合わせ先◆

南部高等技術専門校 TEL 086-424-3311

北部高等技術専門校 TEL 0868-26-1125

岡山県労働政策課 TEL 086-226-7387

詳しくはホームページ
をご覧ください

東日本大震災による節電に取り組む事業主の皆様へ

～「労働時間設定改善コンサルタント」による講習・相談～

岡山労働局では労働時間をはじめとする人事労務管理の専門家である社会保険労務士に「労働時間設定改善コンサルタント」を委嘱して、労務管理にお悩みの事業所を訪問する無料コンサルティングなどを実施していますが、新たに節電対策に取り組む事業主の皆様等を対象とした相談・支援も行います。

1 節電に取り組む事業主の皆様へ

事業所へコンサルタントが訪問し、節電の取組としての労働時間制度の改善について、事業所の現状と労使の皆様のご要望をおうかがいし、最も適した改善プランをご提案させていただくとともに就業規則、時間外労働協定等の変更手続についても分かりやすく説明いたします。

2 事業主団体の皆様へ

会員の皆様を対象とした会議・研修会に、コンサルタントを講師として派遣し、節電の取組として労働時間制度の改善を進めるに当たってのポイントを分かりやすく説明いたします。

- ※ 東日本大震災による節電の取組以外（時短や就業規則の作成変更手続き等）の取組についても相談・支援を行います。
- ※ 電話・来局での相談にも対応いたしますので、お気軽にご相談ください。
- ※ 無料コンサルティングを希望される事業主の皆様、無料講師派遣を希望される事業主団体の皆様は、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせ先

岡山労働局労働基準部監督課

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

TEL：086-225-2015 FAX：086-231-6471

コンサルタントの利用はすべて無料です!

中小企業定年引上げ等奨励金について

「65歳以上への定年引上げ」、「定年の定め廃止」又は「希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入」をし、6か月以上経過した中小企業事業主に対し、導入した制度に応じて一定額が支給されます。

支給要件の詳細内容は、**独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構**
岡山高年齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください！
 当機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>)でもご案内しています。



岡山高年齢・障害者雇用支援センター

所在地：〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階
 電話：086-801-5150

「両立支援レベルアップ助成金」 平成23年度変更の概要

「両立支援レベルアップ助成金」の変更について、(財)21世紀職業財団からのお知らせです。

《平成23年4月1日からの変更点》

- 「子育て期の短時間勤務支援コース」について、平成23年4月1日以降に支給対象労働者が生じた場合、労働者100人以下の事業主の支給金額が以下のとおり変更されます。
 1人目：100万円 ⇒ 70万円、2人目～5人目：80万円 ⇒ 50万円

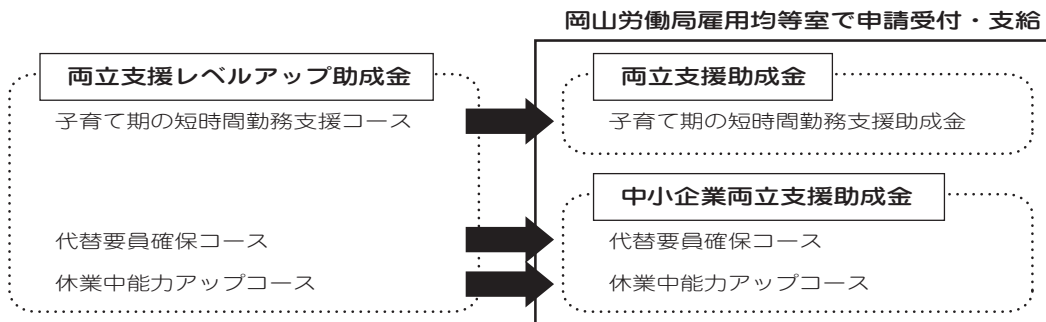
《平成23年8月31日までに要件を満たした申請》

	8月31日までの申請受付・支給	9月1日からの申請受付・支給
代替要員確保コース	(財)21世紀職業財団 岡山事務所	岡山労働局 雇用均等室
休業中能力アップコース		
子育て期の短時間勤務支援コース		

	平成24年1月中の申請受付
育児・介護費用等補助コース(※)	岡山労働局雇用均等室(申請対象期間：平成23年1月～12月)

(※) 育児・介護費用等補助コースは平成24年1月の申請をもって**廃止**となります。

《平成23年9月1日以降に支給対象となる申請》助成金が再編されます。



詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

(財)21世紀職業財団岡山事務所
 〒700-0822 岡山市北区表町1-7-36 JTB岡山ビル4F
 TEL：086-227-2021 FAX：086-227-2880

岡山労働局賃金室からのお知らせ

業務改善助成金のご案内

(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)

中小企業事業主の皆様の賃金改善の取組を助成金で支援します。

支給の要件

- ・事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すること
- ・賃金引上げに資する設備・機器の導入や就業規則の改正など業務改善を行い費用を支払うこと

申請先

- ・事業場を管轄する労働局

支給額

- ・上記業務改善の経費の2分の1(上限100万円)

お問い合わせ先

詳しくは
岡山労働局労働基準部賃金室 (TEL:086-225-2014)
までご照会ください。

お急ぎください!

適格退職年金制度は
平成24年3月31日に移行期限を迎えます。

資産の移換完了までには通常3~6か月かかります。平成23年11月までに移行のお申込みをお願いします。



移行先は
中退共
制度へ

すでに2万3千社以上の中小企業が
中退共に移行しています!

移行をしっかりサポート

- ★移行の手数料ゼロ
- ★積立不足の解消は不要です
- ★従業員持分額は全額引渡金額に

国の制度だから安心

- ★国が掛金の一部を助成
- ★外部積立型でカンタン管理
- ★掛金は全額非課税

詳しくは

中退共

検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400

ワーク・ライフ・バランスを推進されている企業の紹介

今回は、女子オフィスユニフォーム、サービスユニフォームを企画・製造・販売されている「セロリー株式会社」さんを紹介します。

セロリー株式会社 岡山市南区藤田 1678 - 1

1966年創業

社員数 男性 / 53名 女性 / 86名

☆平成20年度岡山県子育て応援宣言企業知事表彰 受賞

☆平成21年 次世代認定マーク（くるみん）取得

☆平成21年度「均等・両立推進企業表彰 岡山労働局長優良賞」受賞



主な取組内容

- ・育児休業中の「育休プログラム」によりスムーズな職場復帰を支援
- ・未就学の子を持つ社員のための短時間勤務制度
- ・子の看護休暇の充実
- ・2日間の配偶者出産休暇制度
- ・主たる家計の維持者の育児休業については5日間有給
- ・月に1回（給料日）のノー残業デーの実施
- ・出産、介護等を理由に退職した社員の再雇用制度（ウェルカムバック制度）

○取組のきっかけは？

女子オフィスユニフォームの企画、製造、販売という事業自体が女性を応援するものであることや、女性の社員が多い職場であることなどから、もともと子育て支援等に関する制度は整っていました。

そのような中で、(財)21世紀職業財団さんからさらに制度を充実させることや助成金のことなどについていろいろなアドバイスをいただき、また、社長も制度の推進について積極的であったことなどから、県の「子育て応援宣言企業」への登録を行ったことがきっかけになっています。

○社内の様子はどうですか

女性が対象の事業であり、女性社員の割合も多いことから、女性社員に活躍してもらい、仕事を続けてもらうことが会社にとっても社員にとっても有益と考えています。

現在、女性の育児休業、短時間勤務制度の利用率は100%です。休業中の社員には毎月会社の情報を送り、復帰に際しては原職復帰を原則としています。また短時間勤務制度を利用している同じような状況の社員も複数いるので、復帰に関しての不安はほとんど聞きません。

周りの社員は、育児休業中や短時間勤務の社員のフォローをすることになりますが、それについては理解と協力が得られています。

また、最近は子どもの看護休暇を取得する男性社員も増えてきたように思います。

再雇用制度については、現在1名が利用しています。子育てが落ち着いた時期を見計らって会社のほうから声をかけ、働ける期間や時間を本人と相談して働きやすい環境を整えました。

子育て関係以外の支援としては、やはり社員の健康が一番ですから、健康診断の検査項目を増やしたり、健康診断で再検査が必要となった社員には必ず受診させるようにしたりしています。

また、毎月給料日はノー残業デーにしており、ほぼ確実に実施しています。

○取組の際に苦労したことはありますか

子育て関係の支援制度に関しては、社員がずっと仕事を続けていけるよう、応援してくれる職場風土であったため、特に苦労したというようなことはありません。

ただ、利用する社員は制度に甘えるだけでなく、周りの社員の理解があって成り立っているということ認識して、仕事はきっちり責任を持ってやっています。そうすることで周りの理解や協力も得られます。

○これからワーク・ライフ・バランスを推進していこうとしておられる企業の方へのアドバイスなどをお聞かせください

一番重要なのは、その制度を利用しやすい職場環境にすることだと思います。そのためには、まず経営トップが、それを推進していくことについての目的や指針を示し、管理職の理解を促すことが必要です。そうして社内に広げていけば社員の理解も得られ、制度を利用しやすい環境が整っていくのではないのでしょうか。

また、育児休業に関しては、休業中の方が、復帰に際して不安を感じることをないように、定期的に会社の様子を連絡するなどのフォローも重要だと思います。

さらに当社の場合は、総務の担当者が育児休業を2回取得し、現在も短時間勤務制度を利用していることなどから、社員も相談がしやすい雰囲気になっているように思います。



お話を伺った総務課チーフの片岡さん

有給の育児休業を取得された男性社員お2人の感想です

○育児や家事の大変さがよくわかりました。また、育児休業を取得してからは育児にも積極的に参加するようになり、家庭内で育児や家事に関する話題も増えました。

○妻も自分も実家が遠く、祖父母に頼れないこともあり、この制度を利用できたことはとても助かりました。

国が策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には“ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組は企業にとって「コスト」ではなく「明日への投資」としてとらえるべきである・・・”とあります。優秀な人材を育て、ずっと活躍できる環境づくりをされているセロリー株式会社さんは、まさにそれを実践しておられると感じました。

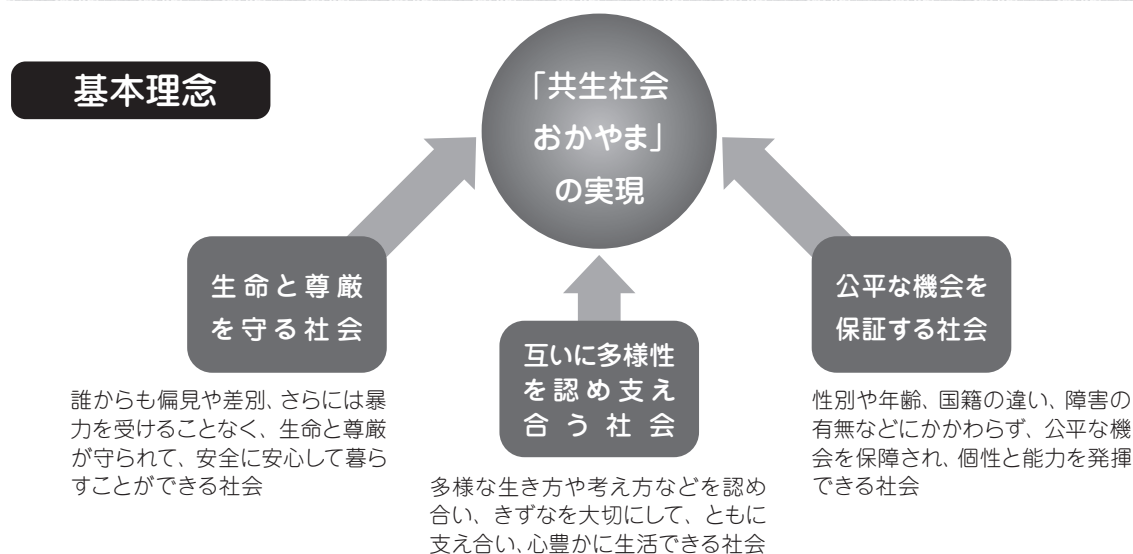
労働政策課

第3次岡山県人権政策推進指針を策定しました

岡山県では、平成13年度から2次にわたる「岡山県人権政策推進指針」に基づき、国、市町村、関係機関等と連携・協力のもとに、人権施策を総合的に推進してきました。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害や同和問題など様々な人権問題が発生し、複雑・多様化する一方で、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな人権課題への対応も求められています。

このため、平成23年3月に「第3次岡山県人権政策推進指針」を策定し、「共生社会おかやま」の実現を目指して、総合的な人権施策を推進することとしています。



指針の性格

県が進める人権施策の基本方針を示すとともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権課題への取組方針と施策の方向などを示したものです。

総合的な人権施策の推進

<基本方針>

- 人権尊重の視点に立った行政
- 人権啓発・人権教育
 - ・ 啓発・教育のあり方
 - ・ あらゆる場での啓発・教育（学校、家庭、地域、職場）
 - ・ 特定の職業に従事する者への研修等
- 相談・支援及び救済

<課題別施策>

- 女性
 - 子ども
 - 高齢者
 - 障害のある人
 - 同和問題
 - 外国人
 - ハンセン病問題
 - 患者等
 - ・ エイズ・HIV感染
 - ・ 感染症・難病等
 - インターネットによる人権侵害
 - 様々な人権をめぐる問題
 - ・ プライバシーの保護
 - ・ 消費者
 - ・ 犯罪被害者等
 - ・ 刑を終えて出所した人
 - ・ 性同一性障害のある人
 - ・ 性的指向
 - ・ 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
 - ・ ホームレス（路上生活者）
 - ・ その他の人権課題
- 北朝鮮当局による拉致の問題、人身取引、自殺対策、アイヌの人々 等

企業に対する啓発・教育

企業に対して、社会を構成する一員として、人権や環境等に配慮して行動する「企業としての社会的責任」を自覚し、あらゆる人々や環境に配慮した経営が求められていることから、一層の啓発・教育を進めることとしています。

「企業の社会的責任」

- 消費者のためには、安全で環境への影響が少ない商品の提供や顧客データの保護。
- 従業員のためには、公正な採用選考や配置・昇進などの機会均等の保障。職場におけるパワー・ハラスメント等の人権侵害の防止や、安全で働きやすい職場づくり。
- 地域社会のためには、工場災害などの事故防止や騒音・汚濁防止などの環境問題等への対応。

お問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県 県民生活部 人権施策推進課
TEL 086-226-7406



岡山県人権啓発シンボルマーク

～ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり～

○「第3次岡山県人権政策推進指針」は、人権施策推進課のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.okayama.jp/>
岡山県トップページ > 組織で探す > 県民生活部 > 人権施策推進課

公正な採用選考をめざして

雇用主の皆様へのお願い

「就職」ということは、一人の人間にとって、生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、重要な意義をもつものです。

わが国の憲法において職業選択の自由を基本的人権の一つとして、すべての国民にこれを保障しているのも、このような趣旨に基づくものです。

職業選択の自由、就職の機会均等ということとは、自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べるということですが、そのためには、雇用する側が正しい採用選考を行うことが必要であり、また、採用後の人事管理についても正しく行われませんと、実質的に職業選択の自由が保障されたことになりません。

このため、かねてから、雇用主の皆様には、応募者本人の適性と能力に基づいた差別のない公正な採用選考システムの確立と男女雇用機会均等法に沿った均等な雇用機会の確保はもとより障害のある人の雇用についての諸施策等を積極的に実施していただくようご理解とご協力をお願いしてきたところであり、今後とも、公正な採用選考システムの確立が図られますよう、格別のご配慮をお願い申し上げます。

詳しくは、県庁緊急雇用対策室(☎086-226-7391)までお問い合わせください。

HP <http://www.pref.okayama.jp/>

岡山県トップページ>組織で探す>産業労働部>労働政策課

9月は「障害者雇用支援月間」です

障害者雇用促進アドバイザーを派遣します

障害のある人の受入れをご検討されている事業所に、障害者雇用に関する知識や経験がある「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣し、適切な相談・助言を行う事業を実施しています。アドバイザーを活用して、障害のある人の雇用に積極的にお取り組みください。

詳しくは、県庁緊急雇用対策室(☎086-226-7391)までお問い合わせください。

HP <http://www.pref.okayama.jp/>

岡山県トップページ>組織で探す>産業労働部>労働政策課

均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する 相談受理状況(平成22年度)～岡山労働局雇用均等室～

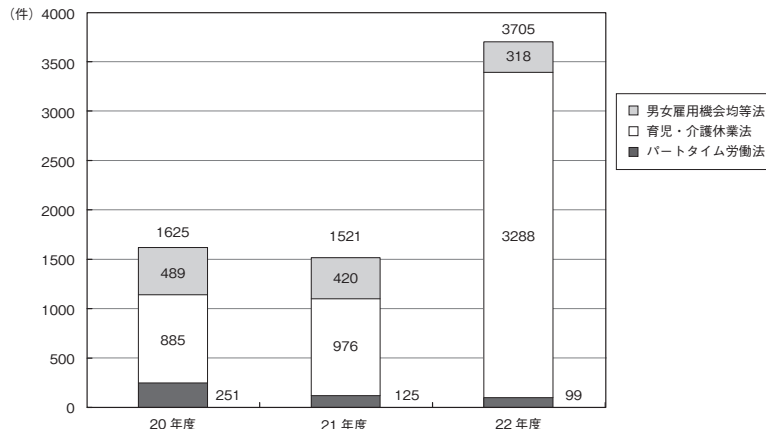
今般、岡山労働局では、平成22年度に雇用均等室で受理した相談の状況をとりとめました。

1 相談件数の推移

平成22年度に受理した相談件数は3,705件で、改正育児・介護休業法が6月に施行し、特に事業主からの相談が大幅に増加したことにより、前年度に比べ2,184件増加しました(図1)。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 男女雇用機会均等法に関する相談件数 | 318件(前年度420件) |
| (2) 育児・介護休業法に関する相談件数 | 3,288件(前年度976件) |
| うち制度に係る相談 | 3,102件(前年度782件) |
| うち労働者の権利請求事案に係る相談 | 186件(前年度186件) |
| (3) パートタイム労働法に関する相談件数 | 99件(前年度125件) |

図1 相談件数の推移



2 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱に係る相談受理状況

(1) 不利益取扱に係る相談件数の推移

平成22年度に、岡山労働局雇用均等室が受理した妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱に係る労使等からの相談は、124件となっており、平成21年度(112件)より12件増加しています(図2)。

※平成22年6月30日施行の改正育児・介護休業法により、育児休業以外（子の看護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児のための所定労働時間の短縮措置、育児のための時間外労働の制限及び深夜業の制限）を理由とする不利益取扱も禁止されました。

(2) 不利益取扱の内容

平成22年度の不利益取扱の内容をみると、「退職の強要」が最も多く31件、次いで「配置転換」及び「パートへの雇用形態の変更」が19件、「減給等」及び「その他」が15件となっており、「解雇」「退職の強要」「雇い止め」といった労働者が職を失う可能性のある相談が4割を占めています（図3・図4）。

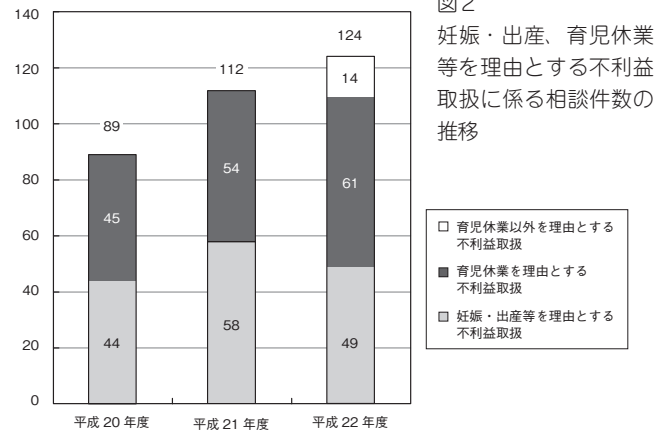


図3 不利益取扱の内容の推移

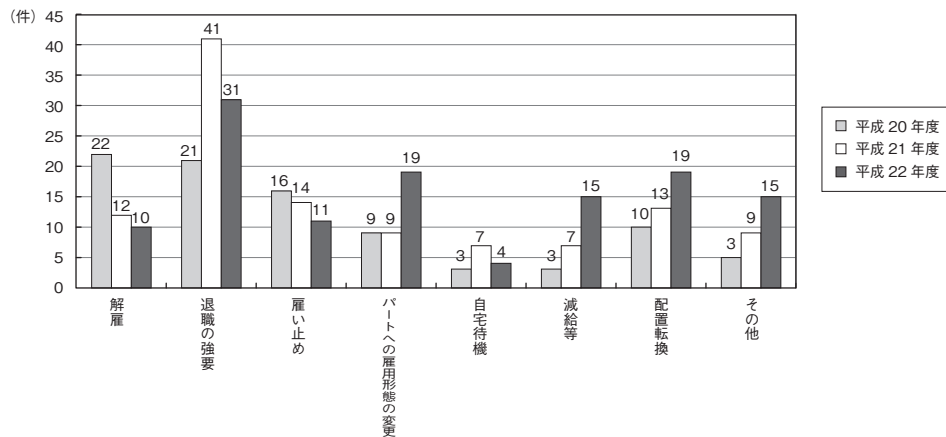
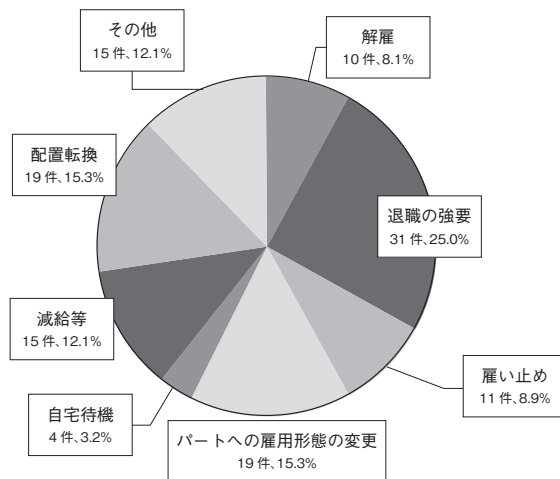


図4 平成22年度不利益取扱の相談件数の内訳



(3) 岡山労働局の相談対応

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱は男女雇用機会均等法により禁止され、また、育児休業等を理由とする不利益取扱は育児・介護休業法により禁止されています。

岡山労働局雇用均等室では、相談者に対し、法的な説明を行い、アドバイスをするとともに、必要に応じて調査や行政指導を行っています。また、労使間の個別紛争を迅速に解決するための援助も行っています。

お問い合わせ先：岡山労働局雇用均等室 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階
電話 086-224-7639

子どもたちの未来のために

「おかやま★子ども参観日」 実施事業所募集



子どもたちの
勤労観・職業観
の育成

ワーク・ライフ
・バランス

家族の
ふれあい

「子ども参観日」は、子どもたちが自分の保護者の働く姿を見学する取組です。子どもたちに大人の働く姿を見せることにより、自分の将来や「働く」ということについて考えたり、家族で仕事について話し合うなどコミュニケーションを深めたりするきっかけになることをねらいとしています。

実施に当たっては、県がサポートします！！

お問い合わせ・ご連絡はこちらまで

岡山県教育庁生涯学習課企画推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL: 086-226-7596 FAX: 086-224-2035

岡山県生涯学習課

検索

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について

経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していく必要があります。

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度とは、「労働時間見直しガイドライン」における「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置の例」において示されている、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇など、労働者の個々の事情に対応しつつ、事業所等において労使交渉の下で与えられる休暇制度です。

特に配慮を必要とする労働者の例

- ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
- ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者
- ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者
- ④ 単身赴任者
- ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者
- ⑥ 地域活動等を行う労働者
- ⑦ その他特に配慮を必要とする労働者

ボランティア休暇

「ボランティア休暇」とは、労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇で、「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもあります。

リフレッシュ休暇

「リフレッシュ休暇」とは、職業生涯の節目に勤労者の心身の疲労回復等を目的として付与される休暇です。例えば、勤続3年ごとに5日間の休暇を付与することなどが考えられます。

裁判員休暇

平成16年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月21日から国民が裁判官とともに刑事裁判に参加する「裁判員制度」が開始されました。「裁判員休暇」とは、裁判員に選任された労働者に対して、その職務を果たすために必要な期間について付与される休暇です。

犯罪被害者の被害回復のための休暇

犯罪行為により被害を受けた被害者及びその遺族等に対して、被害回復のために付与される休暇です。例えば、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調からの回復を目的として、1週間の休暇を付与することが考えられます。

(厚生労働省作成 2010年度版「従業員と企業を活性化させる休暇制度20」より抜粋)

県労委の動き

H23年4月1日~H23年5月31日

不当労働行為救済申立事件

- H22年1号事件（不利益取扱い、支配介入、報復的不利益取扱い）
5月20日 終結（命令書交付）
- H22年4号事件（不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入）
4月7日 第4回調査、第1回審問
- H23年1号事件（不利益取扱い、支配介入）
4月25日 第1回調査
- H23年2号事件（団体交渉拒否）
4月15日 第1回調査

調整事件

- C学園争議（23年2号事件）
〈調整事項〉2009年度一部未払い期末手当の支給等
平成23年3月22日 c労働組合からあっせん申請
5月19日 第1回あっせん（解決）
- D郵便会社争議（23年3号事件）
〈調整事項〉組合掲示板及びレターケースの貸与
平成23年4月4日 d労働組合からあっせん申請
5月11日 d労働組合からあっせん取下
- E郵便会社争議（23年4号事件）
〈調整事項〉期間雇用社員の勤務時間削減に対する不利益処分撤回
平成23年4月5日 e労働組合からあっせん申請
5月16日 第1回あっせん（解決）

労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門的な都道府県の行政機関です。



無 料 秘密厳守 で以下の業務を行っています。

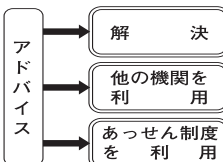
①労働相談

【例えば・・・】

- 突然解雇された！
- 賞金を支払ってくれない
- 就業規則を変更したい
- 有給休暇のことで聞きたいことが・・・



◇労働問題についての疑問、質問、お悩みがあれば、お気軽にご相談ください。
◇詳しくお話を聞き、解決に向けたアドバイスをいたします。



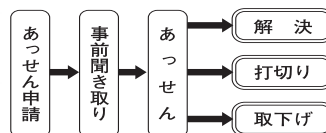
②あっせん制度

【例えば・・・】

- 解雇されたが、納得がいかない。撤回してほしい
- 雇止めをされたが、更新してほしい
- 配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので、解決したい



◇個々の労働者と事業主との間で労働条件などのトラブルが発生した場合に、当事者からの申請により、あっせんを行います。
◇公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて歩み寄りによる解決をお手伝いします。



※ 詳しくは労働委員会にお問い合わせください。

岡山県労働委員会事務局

〒700-8570 岡山市北区内山下2-5-7 丸の内会館2階 電話086-226-7563

「ストップ! 職場の熱中症」

— 対策の徹底と日々の点検 —

岡山労働局健康安全課

岡山県内における熱中症による労働災害発生状況をみると、休業4日以上 の被災者は平成18年から平成22年の5年間に40名に上り、そのうち6名が死亡しています。

特に、猛暑となった平成22年は、休業4日以上 の被災者は18名に上り、そのうち3名が死亡するなど、熱中症による労働災害が大幅に増加しました。

また、平成22年全国では47名が死亡しており、発生状況をみると、製造業では工場内における作業中、建設業、林業、農業では屋外における作業中、運輸・貨物取扱業では屋外の荷の積み下ろし中に発生しています。

なお、7月中旬から8月末の午後2時から午後4時の時間帯に集中的に発生していますので、この時間帯については、休憩時間を長めに設ける等、作業者が高温多湿環境から受ける負担を軽減する必要があります。

企業、会社では、**点検責任者の選任と日々、3回以上の点検の徹底を確実に行ってください。**

始業時：労働者の体調の確認、透湿性・通気性の良い服装の着用 など

作業中：労働者の体調の確認、連続作業時間の短縮、水分・塩分の定期的補給 など

終業時：労働者の体調の確認

図1 熱中症発生件数の推移 (H18~H22 岡山)

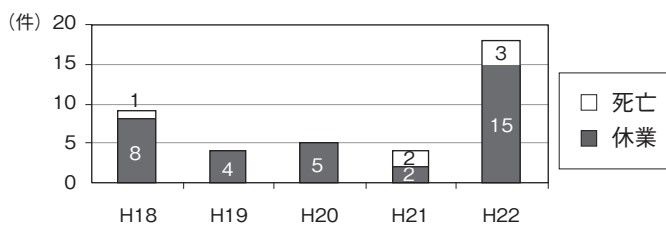


図2 業種別熱中症発生状況 (件数)

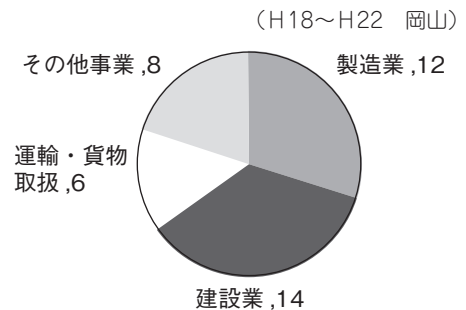
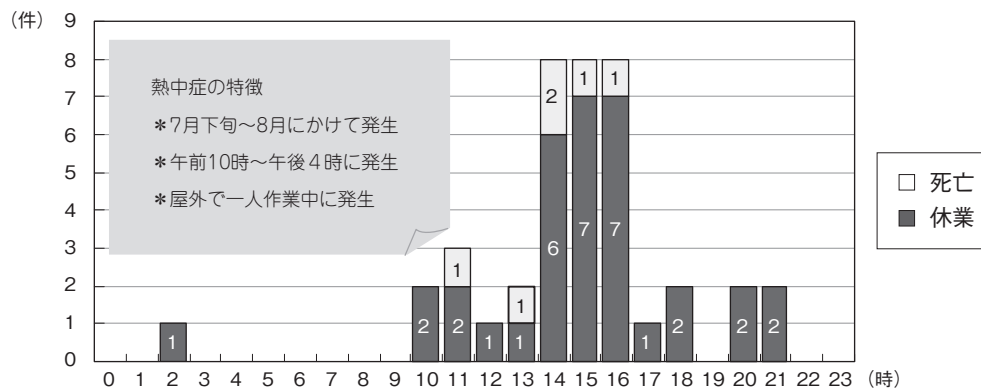


図3 時間帯別熱中症発生状況 (H18~H22 岡山)



※熱中症予防対策の詳細及び自主点検表は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(「厚生労働省 熱中症予防」、「厚生労働省 熱中症予防 自主点検表」で検索してください)

岡山障害者職業センターの事業主支援のごあんない

企業の障害者雇用を進める取り組みが活発になる一方で、企業担当者の方々からは様々な悩みも寄せられています。

例えば…

- 障害のことがよくわからない
- どのように接し、教育したらよいかわからない
- 障害者雇用の進め方がわからない
- 経営者や現場の理解が得られない
- どのような仕事をしてもらったらよいかわからない

岡山障害者職業センターでは、支援ニーズにあわせた体系的な事業主支援を実施しています。障害者職業カウンセラーがご相談させていただきますので、まずはお気軽にお電話などでお問い合わせください。

- ・ 障害者の新規雇用、継続雇用に関する相談、助言を行います
- 資料、マニュアル等の提供
- 職務配置・職務開発に関する助言
- 社員研修の講師派遣
- 雇用管理に関する相談 など

個別相談 情報提供



- ・ 企業担当者の方を対象に、障害者雇用に関する参加型の講習会を開催しています
- (年2回程)
- 【内容例】
- 他社の事例紹介 障害特性等の講義
- 意見交換

事業主支援 ワークショップ



体系的な支援

障害者雇用に様々なニーズに応じて各種サービスを組み合わせて支援します

- ・ ジョブコーチが直接職場を訪問し、障害のある方及び事業主の双方に職場適応に向けた具体的な支援を行います
- 仕事の習得に関する援助
- 職場の受入体制や環境改善の助言
- 障害特性に応じた指導方法の助言 など

ジョブコーチ 支援



- ・ うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行います
- 職場復帰に向けた雇用事業主、対象者、主治医とのコーディネート
- 対象者のウォーミングアップ支援
- 雇用事業主に対する受け入れ体制整備等に係る支援 など

ワーク支援



独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

岡山障害者職業センター

〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階

TEL: 086 (235) 0830 FAX: 086 (235) 0831

E-mail: okayama-ctr@jeed.or.jp URL: http://www.jeed.or.jp

再生紙を使用しています

岡山県 産業労働部労働政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL086-226-7386 FAX086-224-2130